令和８年度事業計画書

特別養護老人ホームこじか荘
こじか荘通所介護事業所
老人介護支援センターこじか荘
こじか荘居宅介護支援事業所
こじか荘短期入所生活介護事業所

【基本理念】
１　わたしたちは、利用者一人ひとりの尊厳を大切にし、安心して生活していただけるよう、利用者主役の施設を目指します。
２　わたしたちは、自己啓発と相互研鑽に励み、人間性と専門性を高めることに努め、人として成長する職員であることを目指します。
３　わたしたちは、地域の人々との連携を密にし、心の通い合う明るい施設として、地域社会の要請に応え、地域に貢献する施設を目指します。

【基本方針】
〈特別養護老人ホームこじか荘〉
１　利用者の人権尊重と自立支援を念頭に置き、症状の多岐に渡る利用者を受け入れ、施設サービス計画書の同意を基に、安全で良質な、質の高い介護サービスを提供する。
２　地域の要望に添いながら、地域との連携を深め、地域住民に信頼される開かれた施設作りを目指す。
３　研修を重ね、生命の尊厳を守り、「いつも笑顔で優しく温かい」精神を基調とする人材を育成する。

〈こじか荘通所介護事業所〉
利用する要支援・要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う。利用者の社会参加及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。また、施設機能の充実並びに職員の専門性及び資質の向上に努め、適切な指定通所介護（第１号通所事業を含む）サービスの提供を図る。

〈老人介護支援センターこじか荘〉
吉舎町及び三良坂町内の在宅の要援護高齢者もしくは要援護となるおそれのある高齢者又はその家族等に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、ニーズに対応した各種の保健福祉サービスが、総合的に受けられるように地域包括支援センター、市町村等関係行政機関、サービス実施機関及び居宅介護支援事業所等との連携調整等の便宜を提供し、地域の在宅高齢者及びその家族等の福祉の向上を図る。また、職員の専門性及び資質の向上に努める。
認知症カフェ活動を行うことで、認知症の人が住みなれた地域で暮らし続ける事ができるようネットワークを形成していく。

〈こじか荘居宅介護支援事業所〉
三次市内の居宅において要介護状態にある高齢者に対し、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。
事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、公正中立な立場で適正な

居宅サービス計画の提供を行うとともに、関係機関及び事業所等との連携に努める。また、職員の専門性及び資質の向上に努める。

〈こじか荘短期入所生活介護事業所〉
利用する要支援・要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の支援・介護、その他の日常生活上の援助及びレクリエーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。また、施設機能の充実並びに職員の専門性及び資質の向上に努め、適切な指定短期入所生活介護（介護予防を含む）サービスの提供を図る。

【重点目標】
〈特別養護老人ホームこじか荘〉
1　利用者の身体的、精神的状態や体調不調を早期発見し、多職種で情報を共有し、連携して、利用者の健康維持、心身機能の維持、向上に努める。
2　事故のリスク軽減を図り、利用者にとって安全、安心、安楽な環境作りを行う。
　また、災害等の非常事態においても、利用者に必要なサービスを安定的・継続的に提供する。
3　利用者の生活の潤いとして、また生活の目標や生きがいとなるように四季折々の行事や生きがい活動の充実を図り、利用者の楽しめる活動や行事などを計画していく。
4　感染症や食中毒の発生、及びその蔓延防止のために、感染症や食中毒予防の正しい知識を共有し、職員の自己管理、利用者一人一人の健康管理と感染症予防に努める。また、利用者に必要なサービスを安定的・継続的に提供する。
5　『その人らしさ』を大切にし、本人や家族の想いに寄り添い、安らかな最期が迎えられるように、本人、家族、嘱託医等、多職種との連携・協議を図りながら、本人や家族の尊厳を支える看取り介護に努める。

〈こじか荘通所介護事業所〉
1　利用者の安定的な確保を目指す。
・居宅介護支援事業所、地域包括支援センターとの連携を図る。
・定期的に居宅介護支援事業所、地域包括支援センターを訪問し、利用者確保のために情報収集とこじか荘の情報を伝える。
2　個別機能訓練・栄養改善・口腔機能向上に求められる専門性を磨きながら、多職種協働によるチームケアを行い、適切な計画、実行、評価、改善を繰り返し実施することで訓練効果を在宅生活に反映させる。
・利用者のニーズに応えるためアセスメントを行い必要な支援計画を立てる。
・ケアマネージャーや家族、また関連機関等と定期的に連携を図る。
・本人、家族への丁寧な内容説明を行う。
・週１回のカンファレンス時間を設け、機能訓練内容に専門職等の意見を反映させ、連携を図り定期的にモニタリングを行う。
3　地域との連携の強化を図る。
・事業の運営にあたって、地域住民やボランティア団体との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。
・地域サロン・認知症カフェ等へ出席する。
4　事故防止と感染症予防対策を強化する。
・インシデントの報告と事故報告に対して分析と検討を行い、事故防止に努める。
・感染症予防に対して正しい知識と研修を職員全員が共有し、感染症の蔓延を防ぐ。
・事故のリスク軽減を図り、利用者にとって安全、安心、安楽な環境の提供を目指す。

・感染症や災害が発生した場合であっても利用者に必要なサービスを安定的・継続的に提供する。

5　無資格者の認知症介護に係る基礎的な研修を受講する。

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させる。

〈老人介護支援センターこじか荘〉

1　地域の福祉の拠点として地域社会に貢献する。

2　地域行事へ参加する。

3　三次市認知症カフェ認定事業及び協力を行う。

〈こじか荘居宅介護支援事業所〉

1　協力体制強化と自立支援の実現

利用者が住み慣れた地域で、馴染みの人々と共に暮らせるように、関係機関や事業所・協力委員等との協力体制を強化していくと共に、自立支援の実現を目指す。

2　地域ネットワークの構築

三次市における地域包括ケアシステムの実現にむけて、個々のネットワークが必要なケースについて、地域ケア会議・調整会議等で検討することでネットワーク作りを行う。

また、地域ケア会議、調整会議等に於いて個々のケースを地域に繋げ、地域の社会資源の把握や活用に努め、高齢者を取り巻く地域に於ける課題を抽出し、課題解決に向けて各関係機関と連携を更に強化し、総合的にケアマネジメント機能を高める。

且つ地域包括ケア推進チームの中で果たすべき居宅介護支援事業所の役割を明確にし、積極的に参画する。

3　ケアマネジメント力の向上

三次市が計画している居宅介護支援事業所を対象としたケアプランの点検事業や居宅介護支援事業所の評価事業に対して理解を深め、自立支援と状態像の改善というテーマを再確認しながら、適正なケアプランについて原点に戻って自ら点検を行う。

医療機関において医師の診断を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行う。

また、ケアプランの短期目標をより具体的にし、目標に向けて、各々の役割を明確にする。モニタリングを具体的に行うことで、取り組みや達成状況をより確実に把握し、次の取り組みに繋げていく。

4　事務処理の効率化

１日の訪問件数・帰宅時間を決めることで、確実に事務処理が出来るようにしていく。簡素化するもの、詳細にするもの等、見直しを行う。

5　感染症や災害への対応力強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する。また、ケースの災害時の避難行動計画を作成する。

6　ケアプラン連携システムの活用

ケアプランやサービス利用票等を、オンライン上でやり取りできるシステムを活用し、業務効率化を図る。（他事業所双方のシステム導入が必要）

〈こじか荘短期入所生活介護事業所〉

1　在宅生活を基本とした生活の維持、向上を図ることを目的に、身体機能の低下や認知症の進行の予防のために、利用中も有する能力が発揮でき、余暇時間を有意義に過ごせるように、行事、生きがい活動を通じて、楽しく、活き活きとした生活を提供する。

2　中重度の要介護者や認知症高齢者の方を積極的に受け入れる。認知症ケアについて

は、認知症アドバイザーと共に、適切な認知症ケアを行う。
3　看取り介護状態の利用者においては、ご本人やご家族の願いに寄り添い、安らかな最期が迎えられるように、ご本人、ご家族、担当ケアマネージャー、かかりつけ医、嘱託医、多職種との連携・協働を図りながらご本人やご家族の尊厳を支える看取り介護に努める。

【事業所基準概要】
〈特別養護老人ホームこじか荘〉
入所定員　50名
施設基準　Ⅰ
介護職員及び看護職員の配置　３：１（併設短期入所を含む）
夜間勤務条件基準（夜間職員基準）　基準型

〈こじか荘通所介護事業所〉
基準等　　併設型・所要時間６時間以上７時間未満の場合を基準とする。
利用定員　　要支援・要介護認定該当者　25名
通常の営業時間　８時15分～17時15分
サービス提供時間　９時30分～15時40分
休業日　　日曜日、年末年始（12月31日～１月３日）

〈老人介護支援センターこじか荘〉
開所日時　　毎日　８時15分～17時15分
職員体制　　居宅介護支援事業所職員（ソーシャルワーカー、介護福祉士の各１名）が対応する。
（居宅介護支援事業所職員不在の場合は特養の夜勤者及び事務職員が対応）
利用対象者　吉舎町及び三良坂町内に在住する在宅高齢者及びその家族等

〈こじか荘居宅介護支援事業所〉
営業日　　日曜日・祝日・年末年始（12月29日から１月３日）を除く毎日
受付時間　　８時15分～17時15分
職員体制　　所長　１名
主任介護支援専門員　１名（所長兼務）
介護支援専門員　２名
（居宅介護支援事業所職員不在の場合は特養の夜勤者及び事務職員が対応）

〈こじか荘短期入所生活介護事業所〉
提供サービスの種類　短期入所生活介護（介護予防を含む）サービス
利用者定員　４名
施設区分　　併設型
施設基準　　Ⅰ
介護職員及び看護職員の配置　３：１（併設母体の特養を含む）
送迎体制　　有り
夜間勤務条件基準（夜間職員基準）　基準型

【事業内容】
〈特別養護老人ホームこじか荘〉

〈こじか荘短期入所生活介護事業所〉
1　日常生活介護
（1）日常生活全般の介護及び援助
（2）入浴、食事、排泄、口腔衛生、更衣等必要な介護・支援の提供
（3）排泄用品、寝具の提供及び洗濯等の衛生的管理
（4）日常生活での目的のある離床の促進
（5）季節感のある行事等の提供
（6）個別希望の受け入れと対応
（7）通院、外出の援助（特養）
（8）認知症の方への適切な介護
（9）送迎（短期）
2　機能訓練
（1）機能維持に向けた訓練の実施
（2）日常生活の維持・自立に向けた訓練計画の作成及び実施
（3）エアーマット、ベッド・車いす等福祉用具の点検管理、体位変換用品の管理
3　行事・生きがい活動
（1）荘内行事の実施
（2）書道、華道等の活動機会の提供
（3）レクリエーション・ドライブ・個別の生きがい活動の実施
4　食事・口腔ケア・入浴
（1）美味しく楽しい食事の提供と季節感のある食事の提供
（2）身体機能に応じた食事及び食事用具の提供
（3）口腔内の清潔を保つ
（4）食中毒の予防
（5）食事環境の管理と整備
（6）食前の検食の実施の徹底
（7）栄養ケア計画・経口維持計画を作成し、生活機能の維持・改善を目指す（特養）
（8）療養食の提供
（9）より良い入浴の環境となるように改善に努める。
5　医療
（1）疾病の予防、早期発見、早期治療
（2）健康管理
（3）施設内感染症予防・蔓延防止対策の徹底
（4）衛生活動の徹底
（5）受診・通院計画と実施（特養）
（6）各感染症予防に向けたワクチン接種の計画と実施（特養）
（7）救急対応や医療教育の徹底
（8）褥瘡予防に向けた取り組みの強化
（9）本人、家族、嘱託医、かかりつけ医等との連携・協働によるターミナルケア
6　地域との連携
　老人介護支援センターこじか荘や地域包括支援センター、各居宅介護支援事業所、民生委員等との連携に努め、円滑なサービスの提供を図る。
7　会議（短期）
　サービス担当者会議に参加し、情報交換及びサービスの円滑な提供に努める。

〈こじか荘通所介護事業所〉
1　指定通所介護・第１号通所事業の提供
（1）送迎

自宅又は付近の定められた場所まで車輌で送迎する。

（２）健康チェック

看護職員により血圧測定、服薬の確認、検温及び問診による健康チェックを実施する。

（３）生活相談

心配や悩みの相談を受け日常生活用品、介護用品の相談に応じる。

老人介護支援センターこじか荘・居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターとの連携を図る。

（４）レクリエーション

ゲーム、四季の行事、手工芸、ドライブなどを実施し、楽しみを提供する。クラブ活動（ちぎり絵･縫製･園芸）で利用者自身が意欲を持って取り組めるものを用意する。

（５）入浴

入浴サービスを実施し、身体の清潔保持に努める。

（６）食事

栄養のバランスのとれた食事の提供をし、併せて栄養指導や食事介助を行う。

選択メニュー・バイキング形式の食事を実施する。

（７）栄養改善

低栄養状態にある方、又はその恐れのある方に対し、栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスを実施する。

（８）口腔機能向上

口腔機能の低下している方、又はその恐れのある方に対し、口腔機能改善の為の計画書を作成し、これに基づく適切なサービスを実施する。

（９）個別機能訓練（通所介護）・運動器の機能向上（第１号通所事業）

利用者ごとに心身の状態や居宅の環境をふまえた個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき機能訓練を実施する。又、利用者の居宅を訪問した上で個別機能訓練計画を作成し、その後３か月ごとに１回以上利用者の居宅を訪問し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況を説明し、訓練内容の見直しを行う。

(10) 生活衛生

快適かつ衛生的な生活環境の確保に努める。

ひげそりや爪切りなどのサービスを提供する。

(11) 状況調査

利用者の状況､環境等を老人介護支援センターこじか荘及び居宅介護支援事業所、地域包括支援センターとの連携により把握する。

２　地域との連携

老人介護支援センターこじか荘等との連携に努め､円滑なサービスの提供を図る。

災害への対応は地域との連携が不可欠であることを踏まえ、訓練の実施に当たって地域住民の参加が得られるように努める。

３　会議

サービス担当者会議及び地域ケア会議に参加し、情報交換及びサービスの円滑な提供に努める。

〈老人介護支援センターこじか荘〉

１　老人介護支援センター運営事業の実施

（１）基本事業

①在宅介護等に関する相談に対し、電話、面接及び家庭訪問等により総合的に応じる。

②各種の保健福祉サービスの紹介や利用方法等に関する情報を提供する。
③地域包括システム構築へ向けて、地域包括支援センター、市町村等関係行政機関への協力を行う。
（２）生き生きサロンへの訪問を行う。
「おまかせ一座」でサロン訪問時、民生委員との連携時等、地域包括ケア推進の理念に則って相談事例に対して役割を果たしていく。
（３）地域行事への参加。みらさか健康福祉祭り等への参加を行う。
（４）認知症カフェの活動及び協力を行う。
（５）通所介護の推進事業への協力を行う。
２　地域との連携
（１）相談者や見学者を積極的に受け入れる。
（２）関係市町村及び地域の相談協力員等との連携を図る。
３　会議
行政や他支援センターとの連携を図る。

〈こじか荘居宅介護支援事業所〉
１　指定居宅介護支援事業
（１）利用契約者に対し、居宅サービス計画（ケアプラン）を提供する。
（２）介護予防サービス計画（予防プラン）を受託し提供する。
２　地域との連携
（１）市町村、居宅サービス提供事業所、民生委員等との連携に努める。
（２）相談者の積極的な受入を行う。
３　会議
（１）居宅サービス提供事業所等との調整・連絡会議を行う。
（２）サービス担当者会議を企画し、情報交換及びサービスの円滑な提供に努める。
４　ケアプランの点検
毎月のチェック日を決めて点検する。

【各事業所共通事業内容】
１　ボランティアの受け入れ
（１）定期ボランティア及び要望のあったボランティアの受け入れ
（２）地域の園児、児童、生徒及び学生等のボランティアの育成、交流
２　研修
職員の専門性と資質向上に努める。
（１）人権啓発学習及び倫理・法令遵守学習への積極的取り組み
（２）各種団体・機関主催研修への積極的参加
（３）研修報告及び施設内研修の実施
（４）各種資格取得の奨励と支援
（５）事故防止、身体拘束廃止、認知症ケア、苦情解決、個人情報保護、高齢者虐待防止、褥瘡予防、ターミナルケア及び精神ケア、リハビリ関係、介護技術基礎研修（食事面、排泄面、口腔ケア)、痰の吸引の安全等の対策に関すること。口腔機能、実習指導の研修及び訓練等を実施する。
３　非常災害対策強化
避難・救出訓練を実施すると共に地域住民の参加が得られるよう連携に努める。
災害が発生した場合に備えて、業務継続に向けた防災用ＢＣＰ計画等の適宜見直しを行う。また、非常災害時の対応に関する研修の実施及び訓練（シミュレーション）を実施する。
４　感染症対策強化

委員会の開催、指針の整備、研修会の実施と共に、感染症が発生した場合に備えて、業務継続に向けた感染用ＢＣＰ計画等の適宜見直しを行う。また、感染症予防対策研修の実施及び訓練（シミュレーション）を実施する。

5　環境美化及び施設整備

（1）施設利用者の心地良い生活環境づくりの徹底

（2）施設内の防臭対策の徹底

（3）施設内外定期清掃の企画と実施

業者委託によるワックス掛けの実施（年１回）・月１回の清掃日

（4）施設設備の整備・修繕、必要品の更新の実施

〈特養〉

（新規）・ＵＴＭ(統合脅威管理)・見守りカメラ３台・スタンダード車椅子１台

・体圧分散式マットレス２台　・座位保持自走型車椅子１台

（更新）・介護記録請求ソフト更新・低床ベッド２台

・デスクトップパソコン４台・シュレッダー１台

（5）施設及び備品の破損等への早期対応の徹底

6　サービス評価の実施

提供サービスに対する自己評価の実施及び改善への取り組みを行うとともに、ホームページへの掲載などの公表に努める。

7　苦情解決への取り組み

苦情解決体制の充実と苦情受付時の慎重かつ迅速な対応を図る。

8　個人情報保護への取り組み

個人情報保護法に則り、個人情報の保護体制の充実を図る。

9　その他

（1）事業計画書、事業報告書（活動報告）や広報誌の作成

（2）業務マニュアルの見直し

（3）命令系統の遵守による組織強化

（4）ホームページの更新と充実

（5）職員の福利厚生の充実

（6）職員の健康管理

（7）介護事故の発生・再発防止のためのシステム強化

（8）高齢者虐待防止、身体拘束廃止のための取組の強化

（9）多職種連携と家族・地域との連携

(10) 業務管理体制の充実

(11) 有事に備え防災・防犯管理体制の充実